

災害時における応急協力に関する覚書

浦安市を「甲」とし、三井ガーデンホテルプラナ東京ベイを「乙」として甲・乙間において次のとおり覚書を取りかわすものとする。

乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害時における高齢者・障がい者等の災害時要援護者対策に対し、地域における事業所の一員として、業務の範囲内において可能な限り甲に協力するものとする。

但し、この協力は、乙の施設の安全並びにインフラが確保されることを条件とする。

また、甲はこの協力により乙が要した費用については負担をするものとする。

この覚書の証として、本覚書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年12月4日

甲 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
浦安市
浦安市長 松崎秀樹

乙 東京都中央区日本橋本町2-3-4
株式会社 三井不動産ホテルマネジメント
代表取締役社長 松本邦夫